

インドにおけるスタートアップイノベーションの 発展と知的財産権



シヴァンギ・ヴェルマ (Shivangi Verma)
Global IP India シニア IP アソシエイト
インド弁理士

インドのスタートアップ企業を取巻く環境は、過去10年間で目覚ましい変化を遂げてきました。このエコシステムは、才能ある起業家コミュニティとそれを支える支援制度によって育まれ、世界で最大かつ最も活気のある「革新的経済」という肥沃な土壌へと進化してきました。インドは現在¹、技術革新、起業家精神、成長する才能の宝庫を形作るのに有利な人口構成（構成年齢の若さ）をベースに、14万社を超える認知されたスタートアップ企業を持つ国となっています。このインドの地位は、資金へのアクセスの拡大とさまざまな政府の取り組みの大きな貢献によってもたらされてきました。

そんな中において、知的財産権は、スタートアップ企業の成長軌道に大きな影響を与える可能性のある重要な戦略的資産となります。すなわち、スタートアップ企業と知的財産権とは成長力のある自然な組み合わせと言ってよいでしょう。

知的財産権の確保は、インドの熾烈なエコシステムにおいてスタートアップ企業が投資家を獲得し、資本を調達し、新たな市場に参入するのに役立ちます。強固な知的財産ポートフォリオを持つスタートアップ企業は、投資家を惹きつけて多くの資金を確保し、優れた技術者を惹きつけることで、新たな市場に進出し、長期的な成功を収める可能性が高いと考えられています。インドの投資家は、強力な知的財産ポートフォリオをスタートアップ企業の長期的成功の可能性を示す指標とみなし、特許権、意匠権、商標権、著作権などを基準にスタートアップ企業の資金調達力・成長力の評価をする傾向があります。

ところが、知的財産権にこのような利点があるにもかかわらず、インドのスタートアップ企業は、知的財産権の取得や維持にかかる高額な費用、複雑で時間のかかる法的手続き、知的財産権に関する法律や規制に対する認識や理解の低さなど、知的財産管理上の課題に直面することが多いのです。これは、スタートアップ企業がイノベーションを十分に活用する妨げとなり得ます。

この課題を克服し、スタートアップ企業を知的財産権の側面から支援する環境を醸成するため、インド政府はここ数年、スタートアップ企業が知的財産に対する認識を高め、商業化を促進するための支援イニシアティブを打ち出してきました。これにより、インドのスタートアップ

1 商工省 (PIB) デリリー, 2024.08.09

企業は自らが創出したイノベーションの保護を得て、強力なブランドを構築し、ビジネスの成長を促進することができるようになることが期待されています。

例えば、「Startup India Initiative」、「Scheme for Facilitating Startups Intellectual Property Protection (SIPP)」、「National Intellectual Property Rights Policy」、「Make in India」、「National Intellectual Property Awareness Mission (NIPAM)」、「Atal Innovation Mission」などのインド政府が支援するプログラムは、スタートアップ企業の知的財産インフラの強化に役立っています。これらのプログラムは、スタートアップ企業が知的財産に関する専門知識を得、自らの知的財産の保護を獲得し、商業化し、持続可能な成長のために活用できるようになるための不可欠なツールと言って過言ではありません。例えば、意匠出願の出願費用の75%減免や、商標出願の出願費用の50%減免など、知的財産保護のための出願に関する様々な特典をスタートアップ企業や小規模事業体が受けられるのです。その他、スタートアップ企業や小規模事業体を対象とした特許出願の迅速な審査などの優遇措置もあります。²

インドを代表する政治家、ナレンドラ・モディ首相は「テクノロジーと融合した知性、アイデア、革新性こそが、今日のインドの若者のアイデンティティである。彼らの知的財産は増え続けており、それはインド全体の国力を高めることになる」と述べました（マン・キ・バート (Mann ki Baat)、2023.08.26)。

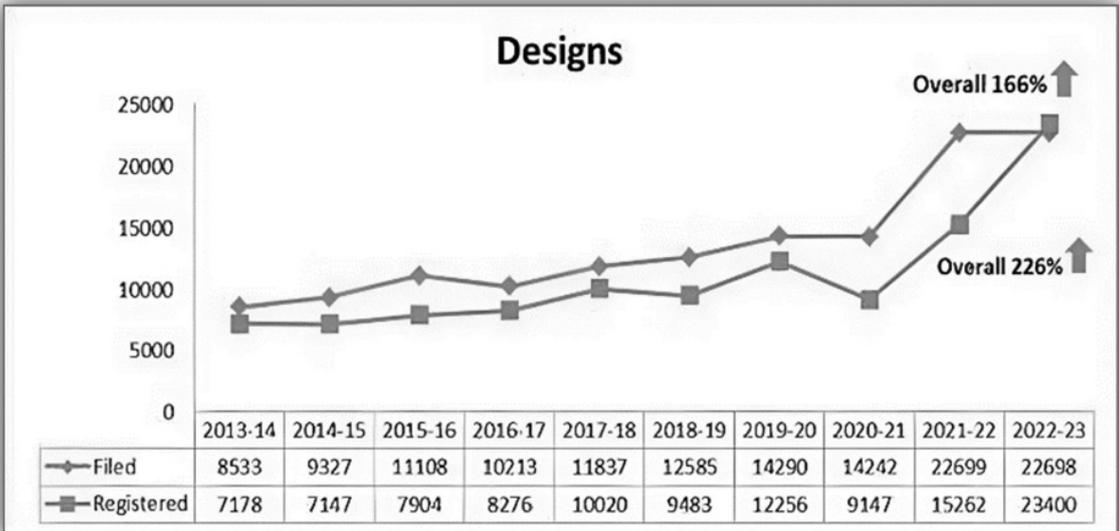
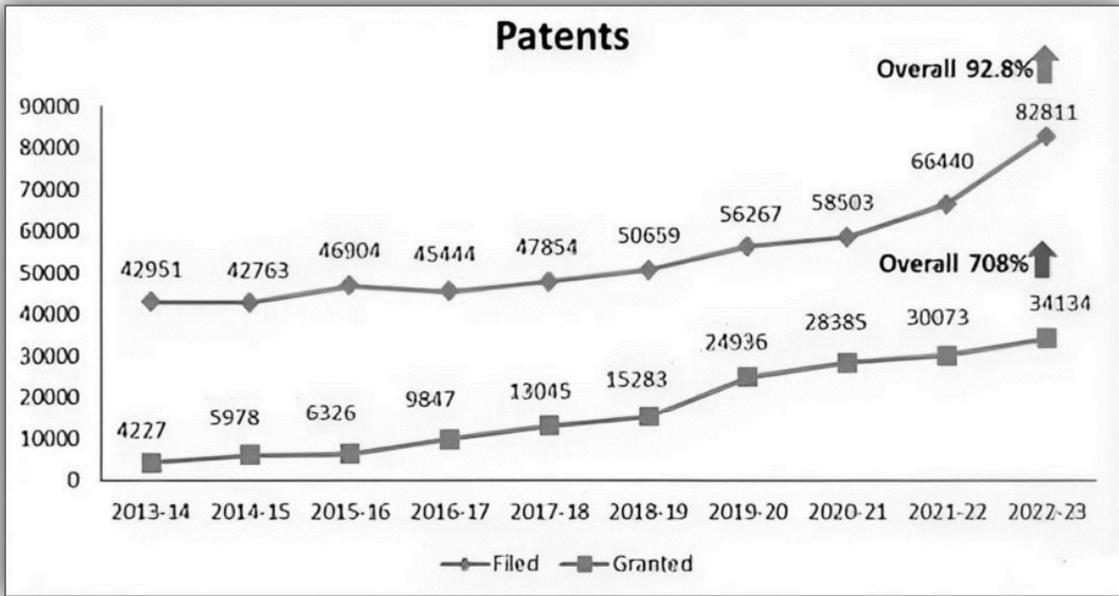
この言葉に代表されるように、インド政府の国全体の知的財産に向けた取り組みによって、インドにおける発明、意匠、商標、著作権の保護が大きく伸びてきました。この成長は、スタートアップ企業のエコシステム、中小企業や個人発明家の基盤作りに寄与しており、イノベーションと起業家精神の育成における知的財産権の重要性を浮き彫りにしています。

インドは2023年度（2023年4月～2024年3月）において、年平均成長率で世界のイノベーション指数を1年前の83位から40位へと上げてきています。³また、インド出願人による特許出願は、過去10年間で296%増加しました。

知的財産権の出願と登録における政府改革の影響をグラフ化すると以下のようになり、いずれも大幅に増大してきていることがわかります。

2 IPR ニュースレター 2024年2月号

3 科学技術省-報道局2023年末レビュー (2023.12.29)



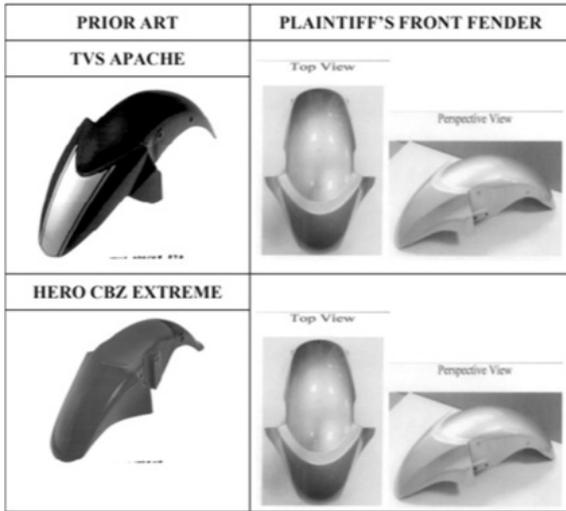
知的財産権の出願件数の増加に伴い、インドでは特許やその他の知的財産権の侵害も増加傾向にあります。

インドのスタートアップ企業を取巻く知的財産権環境の認識をアップデートしていただくため、インドにおける知的財産権侵害裁判を数例、簡単に紹介します。

Hero Motocorp Limited vs. Shree Amba Industries

事件番号：CS (COMM) -1078/2018 & I.A. 11007/2018

判決日- 2023年 8月16日



意匠権侵害に関する本事件において、デリー高等裁判所は「物品」という用語の解釈に光を当てた。裁判所は、スペアパーツが意匠法上の「物品」として適格であるためには、より大きな製品の一部としてだけでなく、商業的実体として独立した生命を有していなければならないとした。

本裁判は、原告・被告共にインドの製造業者である。

Digital Collectibles Pte Ltd and Ors. vs. Galactus Funware Technology Private Limited and Anr.

事件番号 CS (COMM) 108/2023

判決日- 2023年04月26日



本裁判では、インドにおける人格権が争われた。

シンガポールを拠点とするDigital Collectible Pte Ltd は、著名なインド人クリケット選手5名とともに、Mobile Premier League (MPL) を運営するGalactus FunwareおよびPhoenixplay Tech Pvt Ltd を相手取り、デリー高等裁判所に提訴した。

この裁判は、クリケット選手の名前、肖像等の個人情報を無断で使用したNFT (Non-Fungible Token：非代替性トークン) の作成と販売に関するものである。裁判所は、選手名やデータといった一般に入手可能な情報の使用は、選手による推薦を意味するものではなく、言論・表現の自由の権利の下で保護されるとし、Mobile Premier League側に有利な判決を下した。

Nayan India Science & Technologies Pvt. Ltd. vs. Intents Mobi Pvt. Ltd. & Anr.

事件番号 CS (COMM) 376/2023

判決日-未定 (提訴日- 2023年05月29日)



インド特許373372号、407425号、317629号の侵害をめぐり、ナヤン・インディアがインテント・モビに対して特許侵害を申し立てている。この訴訟は、CS (COMM) 376/2023号事件としてデリー高等裁判所に提起された。争点の中心は上記特許の所有権と適用であり、現在もデリー高等裁判所にて係争中である。

Sporta Technologies Pvt. Ltd. vs. DREAMZ11 and Anr.

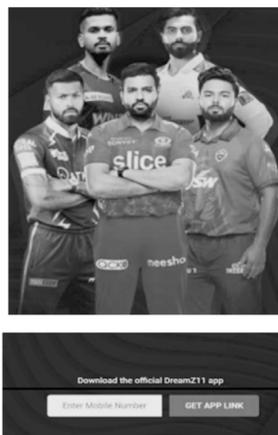
事件番号 CS (COMM) 44/2023 & I.A. 1412/2023

判決日- 2023年10月19日

Plaintiffs' website



Defendant's website



被告（DREAMZ11社）が、原告（Sporta Technologies社）の所有する商標「Dream11」を不正に使用したとして争われた。デリー高等裁判所は原告に有利な判決を下し、「dreamz11」またはそれに類似する標章を商標、商号、ドメイン名、電子メールID、その他いかなる文脈でも被告が使用することを禁止する差止命令を出し、消費者の潜在的混同を防ぐことで商標「Dream11」を保護した。

RXprism Health Systems Private Limited & Anr. vs. Canva Pty Ltd & Ors.

事件番号 CS (COMM) 573/2021 and I.A. 14842/2021

判決日- 2023年7月18日



本件は、原告の「提示・録画」機能とほぼ同じ「Call to Action」ボタン付きの「Picture in Picture」機能を実施することで、インタラクティブ・コンテンツを作成するための特許システムを侵害しているとして、被告に対して実施の差し止めを求めたケースである。

裁判所は暫定的な差止命令を出し、被告に500万ルピー（約850万円）の供託を命じるなど、原告側の主張を認めた。

インドの知的財産権分野の成長は、技術革新、創造性、経済発展の文化を育むためのインドの国家的献身の成果を明確に示すものです。強化された知的財産権法、簡素化された知的財産権獲得プロセス、知的財産教育・意識の向上、知的財産管理への財政支援など、現在進行中のインドの国家的貢献は、知的財産権に対するインドのダイナミックで先進的なアプローチとなっています。

インドのスタートアップ企業を取り巻くエコシステムが、イノベーション、経済成長、社会福祉のニーズをバランスよく満たす政策や慣行を形成していくには、知的財産を成長の原動力として活用することが不可欠です。これによって、インドは世界的なイノベーションの拠点としての潜在能力を最大限に引き出し、21世紀のリーダーとして台頭することができるようになっていくことが期待されています。

著者紹介

シヴァンギ・ヴェルマ (Shivangi Verma)

インド弁理士

Global IP India⁽¹⁾ シニア IP アソシエイト

専門分野: 知的財産権法、特に商標、意匠、著作権の権利化と権利行使のクライアントの代理を務めています。クライアントの知的財産ポートフォリオの管理や保護と法的問題に対する監視などの戦略に関して重要なクライアントを支援しています。

英語とヒンディー語のコミュニケーション及びソーシャル・スキルの能力が高く、知的財産権法の最新動向を知るために、法律雑誌や記事などを常日頃から精読し、ウェビナーやセミナーへの参加によって関連する知識とネットワークを広げています。

言語: 英語、ヒンディー語

資格: 経営学士・法学士 (BBA LL.B (H))⁽²⁾、知的財産法修士 (LL.M)

その他: サイクリング、ランニング、園芸、スケッチなどが趣味。国内及び国際テコンドー選手権でメダルを獲得した経験を持つ (有段者)。

【参考】

(1) Global IP India: <https://www.gip-india.in/>

(2) BBA LL.B (H) :Bachelor of Business Administration and Bachelor of Legislative Law (Honours) の略、ビジネスと法律の両方を学ぶ統合型の5年制の大学課程。

翻訳者

宮川良夫 (みやがわよしお)

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitedgips.com